

一般社団法人 日本車いすスポーツ振興協会 定款

第1章 総則

(法人の名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本車いすスポーツ振興協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的) 第3条 当法人は、スポーツを振興し、国民の健康維持・増進及び青少年の健全育成に寄与するとともに会員相互の交流を図ることを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 総合型地域スポーツクラブとしての活動
- (2) スポーツ教室、及びスポーツ大会・イベントなどの開催
- (3) 広報活動
- (4) 健康・体力相談事業
- (5) 各種研修会の開催
- (6) スポーツ指導者の育成
- (7) スポーツ施設等の管理受託事業
- (8) スポーツ教室及びスポーツ大会等の受託事業

- (9) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事を置く。

第2章 会員

(種別) 第6条 当法人の会員は、次の4種とし、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者
 - (2) 特別会員 当法人の目的に賛同して入会し、かつその運営に携わるために入会した者
 - (3) 一般会員 当法人が開催する総合型地域スポーツクラブ事業に参加するために入会した者
 - (4) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者
- (入会)

第 7 条 正会員として入会しようとする者は、理事の過半数の決定に基づいて別に定める入会申込書により申込み、承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 特別会員として入会しようとする者は、他の特別会員より推薦を受けなければならない。その上で、理事の過半数の決定に基づいて別に定める入会申込書により申込み、承認を受けなければならない。その承認があったときに特別会員となる。

3 一般会員として入会しようとする者は、理事の過半数の決定に基づいて別に定める入会申込書により申込みをしたときに一般会員となる。

4 賛助会員として入会しようとする者は、理事の過半数の決定に基づいて別に定める入会申込書により申込みをしたときに賛助会員となる。

(会費)

第 8 条 正会員、特別会員、一般会員、賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事の過半数の決定に基づいて別に定める退会届を提出することにより、任意でいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 19 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費が納入されなかったとき。
- (2) 総特別会員及び総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。特別会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 14 条 社員総会は特別会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、特別会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 役員報酬の額またはその規定
- (5) 各種事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10) 理事の過半数の決定において社員総会に付議した事項(11)前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要ある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集の請求をすることができる。

2 総特別会員の議決権の10分の1以上を有する特別会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、副会長がこれにあたる。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総特別会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した特別会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の規定は、総特別会員数の半数以上であって、総特別会員数の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 公益的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (5) その他法令で定めた事項

(代理) 第20条 社員総会に出席できない特別会員は、ほかの特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該特別会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名捺印する。

(社員総会規則)

第 22 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員等

(役員の設定等)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1 名以上 10 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、1 名を副会長、1 名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、一般法人法に規定する代表理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他の特別な関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第 25 条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、この法人の職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の職務を執行するとともに第 34 条で定める専門委員会の委員長とする。

4 専務理事は、この法人の職務を執行するとともに、総合型地域スポーツクラブ事業のクラブマネージャーとする。

(解任等)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 役員は、第 23 条で定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては社員総会の決議により別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬として支給できる。

第 5 章 会計

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事の過半数の決定を経て社員総会の承認を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 30 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、理事の過半数による承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。また、第 2 号及び第 3 号の計算書類は定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事の名簿

第 6 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、社員総会において、総特別会員の半数以上であって、総特別会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の議決をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 32 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総特別会員の半数以上であって、総特別会員の議決権が 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 33 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余財産の分配を行わない。

第 7 章 専門委員会

(委員会)

第 34 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事の過半数の決定により、各種専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、理事の過半数の決定により別に定める。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 35 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務職の組織及び運営に関し必要な事項は、理事の過半数の決定により別に定める。

第 9 章 附則

(委任)

第 36 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事の過半数の決定により別に定める。

2 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する事業については、第 34 条で定める専門委員会に業務を委任する。

(最初の事業年度)

第 37 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。